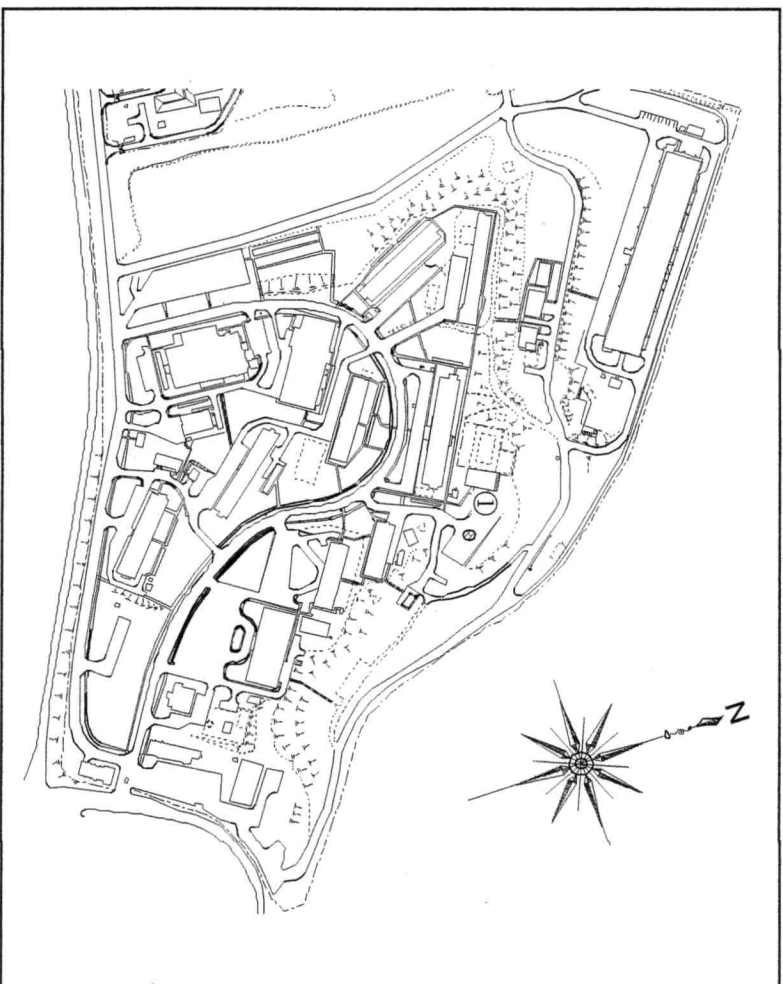


仕 様 書

7 回収場所

- 1 件 名： 那覇駐屯地資源化物の収集・運搬・処理
- 2 実施場所： 沖縄県那覇市鏡水679
陸上自衛隊那覇駐屯地内
- 3 概 要： 那覇駐屯地から排出される資源化物（缶・ビン・ペットボトルの収集・運搬・処理）
- 4 期 間： 令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 5 一般事項
 - (1) 本件は、本仕様書により実施するものとする。また、本仕様書に記載なき事項であっても、本件に必要な事項は係官と調整の上実施するものとする。
 - (2) 請負者は、駐屯地への年間の入門に関し、所要の手続きを行うこと。
 - (3) 回収の際、駐屯地施設を損傷、汚損した場合は請負者の責任において、速やかに原形に復旧すること。
 - (4) 駐屯地内の走行には十分に注意し、事故のないよう努めること。
 - (5) 回収作業において、作業現場の風紀・衛生管理上、収集後は、積み残しの無いように十分な注意を払うものとする。また、回収が不可能場合には、回収不可能の旨貼り紙等表示をすること。
※ 量が多く、一度に積み込みが出来ない場合は、再度積み込みに来るものとし、積み残しが無いよう確実に回収を完了すること。
 - (6) 回収日は、原則的に毎週火曜日とする。
また、回収日が、祝祭日の場合は、翌日とする。なお、長期休暇期間前後等資源量によっては、回収日の調整を行うことがある。
 - (7) 回収作業は、請負者の責任のもと実施するものとし、万が一事故等が発生した場合、官側はその責任を一切負わないものとする。
 - (8) 回収後は、速やかに計量証明書、その他官側が求める書類を提出すること。
 - (9) 不明な事項は、係官と調整の上、実施するものとする。



件 名	那覇駐屯地資源化物の収集・運搬・処理		
図面名称	仕 様 書		
図面番号	作成年月日	6. 2. 13	
那覇駐屯地業務隊 総務科 隊本部班			

仕 様 書

1 件 名 : 那覇駐屯地一般廃棄物 (古紙類) 収集・運搬・処理
 2 実施場所 : 沖縄県那覇市鏡水679
 陸上自衛隊那覇駐屯地内

3 概 要 : 那覇駐屯地から排出される一般廃棄物 (シュレッダー屑・ダンボール・新聞・雑誌類の収集・運搬・処理)

4 期 間 : 令和6年4月1日～令和7年3月31日

5 年間排出予定数量

区 分	予定数量
シュレッダー屑	24,000kg
ダンボール	16,000kg
新聞・雑誌類	10,000kg
運搬回数 (令和5年度実績)	42回

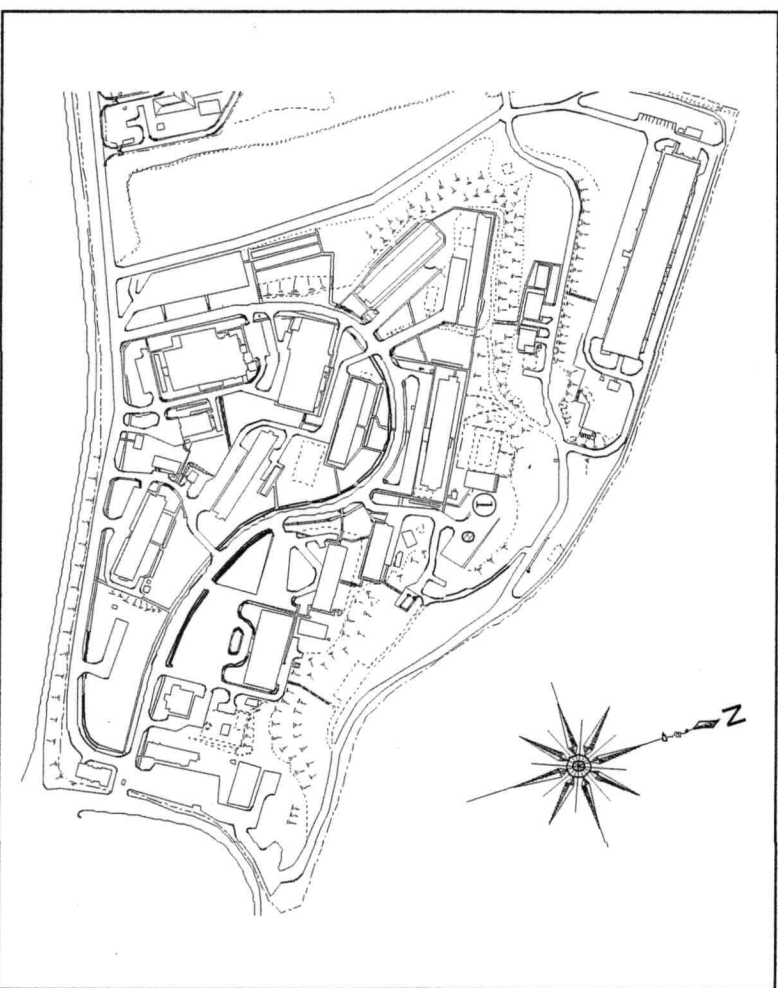
※ シュレッダー屑は、裁断幅に関係なく回収すること。
 ※ シュレッダー屑の中身において、紙以外のシュレッダー屑 (フィルム、ホッチキス等) が混入している場合がある。

6 一般事項

- (1) 本件は、本仕様書により実施するものとする。また、本仕様書に記載なき事項であっても、本件に必要な事項は係官と調整の上実施するものとする。
- (2) 請負者は、駐屯地への年間の入門に関し、所要の手続きを行うこと。
- (3) 回収の際、駐屯地施設を損傷、汚損した場合は請負者の責任において、速やかに原形に復旧すること。
- (4) 駐屯地内の走行には十分に注意し、事故のないよう努めること。
- (5) 回収作業において、作業現場の風紀・衛生管理上、収集後は、積み残しの無いように十分な注意を払うものとする。また、回収が不可能なほど濡れ等汚損している場合には、回収不可能の旨貼り紙等表示をすること。
 ※ 量が多く、一度に積み込みが出来ない場合は、再度積み込みに来るものとし、積み残しが無いよう確実に回収を完了すること。

- (6) 回収日は、原則的に毎週1回火曜日とする。また、回収日が、祝祭日の場合は、翌日とする。なお、長期休暇期間前後等資源量によっては、回収日の調整を行うことがある。
- (7) 回収作業は、請負者の責任のもと実施するものとし、万が一事故等が発生した場合、官側はその責任を一切負わないものとする。
- (8) 回収後は、速やかに計量証明書、その他官側が求める書類を提出すること。
- (9) 不明な事項は、係官と調整の上、実施するものとする。

7 回収場所



件 名	那覇駐屯地一般廃棄物 (古紙類) 収集・運搬・処理		
図面名称	仕 様 書		
図面番号	作成年月日	6. 2. 13	
那覇駐屯地業務隊 総務科 隊本部班			